

「鹿角観光ふるさと館」、「鹿角市八幡平ふれあいやすらぎ温泉センター」の指定管理者の指定などを原案可決

平成30年第8回定例会を11月30日(金)から12月19日(水)までの20日間の日程で行い、報告1件、議案14件が上程され、いずれも原案のとおり可決し、議員提出議案5件についても、原案のとおり可決しました。

また、9月定例会の最終日に設置された決算特別委員会に付託していた、平成29年度鹿角市一般会計及び各特別会計の決算認定案件6件については、委員会審査報告の後に採択し、いずれも認定しました。

本定例会に提案された議案等の審議結果については、一覧を14ページに掲載しました。

主な議案の審議内容

専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)

「本件の概要」

平成30年9月5日、花輪スキー場第2駐車場敷地内の立木が強風により倒れ、隣接する相手方家の屋根及び軒の一部を破損し、賠償したものの

質問

本件における市側と相手方の過失割合の考え方、また、今後同様の事案が発生した場合の過失割合の考え方について伺う。

答弁

賠償に当たっては立木の適正管理責任と天災による不可抗力の事故かについて慎重に検討し、市の管理の面で瑕疵があったと判断し賠償に至ったものです。また、今後同様の事案が発生した場合においては、個々の事情や市の瑕疵の程度によって判断するべきと考えております。

指定管理者の指定について(鹿角観光ふるさと館)

「本件の概要」

施設の効率的な管理・運営を図るため、施設の指定管理者として「株かづの観光物産公社」を選定するもの(平成31年4月1日から平成36年3月31日まで)

質問

今回、公募によらず指定管理者を選定したとのことだが、どのような期待を持って選定したのか伺う。

答弁

当該候補者は、平成28年度からの組織改革により、平成29年度には当期利益の黒字化を達成しており、平成29年に地域DMO法人に登録されたことや、欧米等のインバウンドを視野に入れたファミツアーを実施していることなどを評価したものであります。



鹿角観光ふるさと館(あんとらあ)

指定管理者の指定について(鹿角市八幡平ふれあいやすらぎ温泉センター)

「本件の概要」

施設の効率的な管理・運営を図るため、施設の指定管理者として「秋八高原リゾート合同会社」を選定するもの(平成31年4月1日から平成36年3月31日まで)

質問

これまでの指定管理者(NPO法人)かづのふるさと学舎)は、森林セラピー事業を一元的に行ってきた経緯があるが、新たな指定管理者と森林セラピー事業との関わり方について伺う。

答弁

現在、森林セラピー事業のイベント企画等を「かづのふるさと学舎」に委託しておりますが、今後は八幡平と中滝のセラピーステーションそれぞれの役割分担をしっかりと連携していくことになることから、議決後は、当該2者による協議を行い、効率的な体制について検討してまいります。

議会へ提出された 請願・陳情審議結果

本定例会では、陳情5件を審査しました。結果は次のとおりです。

陳情

《採択》

◆「介護労働者の労働環境及び処遇の改善」のために国に対し意見書の提出を求め陳情

◆看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設のために国に対し意見書の提出を求め陳情

◆安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善と大幅増員のために国に対し意見書の提出を求め陳情

◆75歳以上の後期高齢者医療自己負担を2割にしないことを国に求める陳情

◆介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善等を国に求める陳情

議会から 関係機関への意見書

12月19日の本会議において、議員より提出された意見書5件について、原案可決し、関係機関へ提出しております。